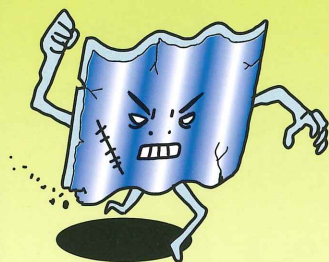


古い波形スレート もう石綿の 撤去を 先送りしない!!



あなたの倉庫・工場は
大丈夫ですか?!

大気汚染防止法が改正されました

建築物等の解体工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されました。

一部の規定を除き、令和3年(2021)年4月1日から制度の適用が始まっています。



石綿(アスベスト)の飛散防止対策が強化されました

事前調査の義務化

規制対象が全ての石綿含有建材に拡大されました。
(現状の規制対象の除去作業
(約1万6千件)の5~20倍増)



調査報告の義務化

石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の都道府県等への報告が義務付けられます。



罰則の強化

隔離等をせずに吹付け石綿等の除去作業を行った場合等の直接罰が創設されました。



結果報告の義務化

作業結果の発注者への報告が義務付けられました。



建築物の解体・改修工事は 事前調査が義務化 されました!



解体等工事の元請業者は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか確認する必要があります。

改正 規制対象が 全ての石綿含有建材に拡大!

解体等前にアスベスト(石綿)があるか事前調査報告が義務化されました!

1

大気汚染防止法に事前調査の方法が規定されました。

- ①設計図書その他書面による調査
- ②現地での目視による調査
- ③分析による調査



2

建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる必要があります。

- ①一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ②特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)

3

事前調査の結果は、作業開始前に書面で元請業者等から発注者に説明する必要があります。



4

一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等に報告しなければなりません。

5

事前調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事の現場に備え置く必要があります。当該記録は、解体等工事終了後3年間保存しなければなりません。

発注者の配慮義務

令和3年4月施行



解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります。

1

石綿の有無の調査(事前調査)の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるように配慮すること。

- ・工事の費用(契約金額)
 - ・工期
 - ・作業の方法
- 【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります

2

工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること。

石綿含有成形板の (波形スレート) 対策について



現状、工事全体のコストダウンや解体工事不要などを理由に、**「カバー工法」**が多く選択されています。



しかし!

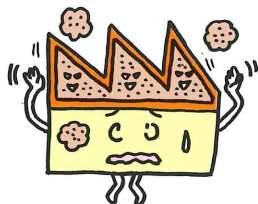
**カバー
工法は...**

- アスベストの除去になっていない!
- 将来の改修工事が、より困難になる!
- 石綿障害予防規則に反することになる!

※注1参照

「カバー工法」は、石綿を含有する製品を温存したままで外観美観が優先されているにすぎず、**石綿は代替されておりません。**

「負の遺産」を次世代に残さない!

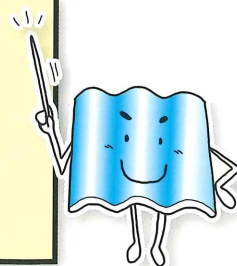


現在アスベストの使用が禁止されるとともに、アスベストを使用した建築物から**アスベストの除去**が望まれています。

アスベストが人体に悪影響を与えることから、平成17年厚生労働省により**「石綿障害予防規則」**が制定されました。石綿による労働者の健康障害を防ぐために、石綿を使用した製品の使用状況を調べるとともに、**石綿を含まない製品に取り替えることが望まれています。**

石綿障害予防規則 第一章第一条2項 ※注1

事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に**石綿を含有しない製品に代替するよう努めなければならない。**



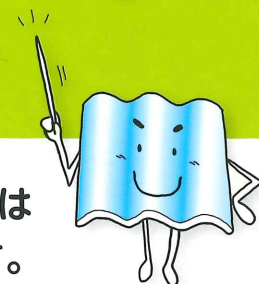
アスベスト含有のスレートを撤去しないことは適切ではありません。

**波形スレートを施工してきた者として
石綿スレートの撤去は我々の使命であると考えます。**

葺き替えは無石綿波形スレートで お早めに!



無石綿
波形スレート



石綿スレートの撤去工事から無石綿波形スレートへの葺き替え工事は「石綿障害予防規則」の手順に従って作業するので**安全・安心**です。

カバー工法は
石綿含有建材
(アスベスト)が残る。
処理の先延ばし

**「葺き替え工事」を
おすすめします**

カバー工法は
解体工事を将来に
先送りしているだけ、
将来の解体工事で廃材はです

**現在も「廃材処理費用」は
年々高騰しています**

波形スレートは
平成16年
10月1日から
ノンアスです

ノンアス製品には「n」マークがついています

**安心で人に優しい
建材です**

屋根の改修は
同じ波形スレート
を使って修繕費として
損金算入

**税法上も
お得です**

波形スレートのメリット

膨大な費用を 減価償却

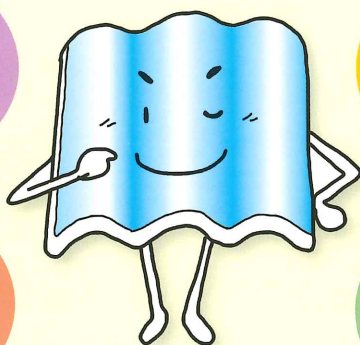
将来にわたってかかる費用を減価償却して処理する「新会計基準」が設けられました。一度ご相談ください。

**経済性
OK!!**

国土交通省認定の 法定不燃材料

他の不燃材料との組み合わせにより、各種防火、耐火構造として認定されます。

**耐火性
OK!**



無石綿波形スレート

**耐久性
OK!!**

**耐久性は
25~30年**

無機繊維をセメントで固めた波形スレートはその素材が経年でほとんど変化しません。1枚単位で取替えることができるので、メンテナンスが容易です。

**遮音性
OK!**

鉄板と比べ 雨音静かです

スレート素材そのものに繊維が含まれていて振動や共鳴がなく、遮音性が優れており、雨音も小さく、建物内の環境を保ちます。

波形スレートは、クリーンな環境を担い、アスベストを使用していない、安心で、人にやさしい建材です。

波形スレートの10のポイントを動画でわかりやすく解説しております。ぜひご覧ください。



波形スレートをご検討のお客様には、ご相談・お見積りをさせていただきます。
お気軽にお問い合わせください。

お見積・ご相談は無料です。



・組合員・



波形スレートは、「ノンアス（無石綿）」です。

— スレートのリフレッシュは、スレートで。—

近畿スレート販売協同組合

URL <http://www.kinki-slate-mc.com>

